

商品概要説明書

< J Aいきいき定期積金 >

(平成30年7月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> 定期積金<定額式> 愛称:「J Aいきいき定期積金」 	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方で当組合に国民年金・厚生年金・共済年金・農林年金・農業者年金・遺族年金・障害年金(以上を合わせて「公的年金」といいます)の受取口座のあるお客様、または新規に年金受取指定するお客様、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更されるお客様に限りご利用いただけます。 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上最長5年 	
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金) 	
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> 自動振替扱いを原則といたします。 掛込周期は1か月とします。 1回あたり5,000円以上 1,000円単位 	
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。 	
給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 年0.10%の利率を適用します。 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 店頭のコスト表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 	
手数料	—	
期限前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> $\left[\begin{array}{l} \text{契約時の約定利回り} \times 60\% \\ \text{ただし、解約日における普通貯金} \\ \text{利率を下限とします。} \end{array} \right]$ </td> </tr> </table> 	$\left[\begin{array}{l} \text{契約時の約定利回り} \times 60\% \\ \text{ただし、解約日における普通貯金} \\ \text{利率を下限とします。} \end{array} \right]$
$\left[\begin{array}{l} \text{契約時の約定利回り} \times 60\% \\ \text{ただし、解約日における普通貯金} \\ \text{利率を下限とします。} \end{array} \right]$		
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 	

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部貯金課（電話：042-554-7100）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="453 497 1437 763"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・金利の変動により、取扱いを中止とする場合があります。 ・ J A いきいき定期積金をご利用中は継続して J A にしたまで公的年金を受け取りいただくことが条件となります。 ・年金手帳のご提示をお願いする場合がございます。 ・新たに上記のお受け取りをご指定いただける方もご利用いただけます。（裁定請求書、支払機関変更届等をご提出ください。） 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A にしたま